

スウェーデン政府、英語による特許取得を可能とする法案を提出

2013年11月25日

JETRO デュッセルドルフ事務所

スウェーデン特許庁（PRV）は11月15日と22日にプレスリリースを行い、英語による特許取得を可能とする法改正案が立法審議会（Council of Legislation）を通過したことを公表した。この改正が実現すれば、スウェーデンの国内特許出願についても<sup>1</sup>英語での手続きが可能となる。2014年の中頃の発効が見込まれている。

11月15日付のプレスリリースによると、改正後においても、英語の特許出願の場合はクレーム（特許請求の範囲）のスウェーデン語訳を提出しなければならないが、この翻訳は参考情報に過ぎず、英語のクレームが法的効力を有する。本改正案は、スウェーデン国外での特許取得も目指す出願人にとって、翻訳コストを削減できることを意味する。

PRV のシヴボリ長官は、プレスリリースの中で以下の通り述べている。「この改正案は、英語で特許出願をする全ての出願人にとって非常に良いことである。これにより、これまで必要だった翻訳の労力やコストをかけることなく、スウェーデンで出願して国内特許を取得することが自然となる。これは、スウェーデン及びスウェーデン企業にとって非常に良いことである。」

また、11月22日付のプレスリリースによると、本改正案は11月20日に立法審議会を通過した。法改正案は年末までに議会に提出され、来年の春に議会を通過すると予想されている。

－ 11月15日付のプレスリリースは、以下参照 －

[Government proposal for national patent applications in English](#)

－ 11月22日付のプレスリリースは、以下参照 －

[Council on Legislation accepts patents in English](#)

(以上)

---

<sup>1</sup> ロンドン・アグリーメントにより、現在でも、スウェーデンを指定して欧州特許庁で付与された欧州特許は、クレームのみのスウェーデン語訳を提出することで、スウェーデンでの権利化が可能である。